PARAMOUNT NEWS
パラマウントニュース
Vol.35　2020　新春号

パラマウント硝子工業株式会社
http://www.pgm.co.jp
（業務推進部）
〒102−0083
東京都千代田区麹町 2-4-1 麹町大通りビル
TEL：03-4582-5370

改正建築物省エネ法の一部が施行に
説明義務化は21年4月からスタートへ

戸建住宅などにおける省エネ性能の説明義務化などが盛り込まれた「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（改正建築物省エネ法）の一部が11月16日に施行された。今回施行されたのは、住宅トップランナー制度の対象の拡大などで、いよいよ改正法が具体的に動き出した。説明義務化の施行は2021年4月からで予定されている。説明義務化に向け、今後、簡易な省エネ性能評価方法が設けられる予定だ。

注文戸建は年間300戸以上の業者が対象

改正建築物省エネ法の一部が、11月16日に施行された。今回施行されたのは、住宅トップランナー制度の対象への注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者の追加など。

住宅トップランナー制度の対象への追加は、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者に対し、目標年度までに住宅トップランナー基準を達成することを努力義務として課す内容で、具体的には2024年度に外皮基準は省エネ基準に適合、一次エネルギー消費量基準は注文戸建は省エネ基準に比べ25%削減（当面は20%削減）、賃貸アパートは省エネ基準に比べて10%削減した水準を求める内容となっている。

注文戸建については、今後、その普及状況を踏まえ、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取扱等の見直しが検討されているほか、住宅トップランナー制度に基づく勧告・命令については建築主の意向等の事情を踏まえて判断するとしている。

対象となる住宅事業者は年間供給戸数で決められ、注文戸建住宅は300戸以上供給する事業者、賃貸アパートは年間1000戸を供給する事業者。国土交通省では、この施策により、注文戸建・賃貸アパートの概ね半分程度はカバーできると試算しており、その多くの住宅で省エネ性能の向上が図られていくことになる。

11月16日の施行では、このほか「届出制度における所管行政庁による計画の審査の合理化」「省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象への複数の建築物の連携による取組の追加」も施行された。

簡易な評価方法を整備 20年4月からの施行へ

改正建築物省エネ法の施行は、法律が公布された2019年5月17日から2年以内に段階的に行われる。その大きな柱の一つである戸建住宅等の省エネ基準の説明義務化は2021年4月の施行が予定されている。

戸建住宅等の省エネ基準の説明義務化は、建築士などの設計者が建築主に省エネ性能に関する説明を義務付けするというものだが、その説明に際しては、建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、その評価結果を書面で交付し、説明することとなった。

省エネ基準に適合していなくても、その住宅の省エネ性能を評価し、数字的な根拠を持って説明することが求められ、今回の説明義務化は、事実上の省エネ性能の評価の義務付けとなる。

一方、国では今回の説明義務化に伴って省エネ性能の評価が必要となることから、簡易に省エネ基準への適否が判断できるよう、断熱材、窓、設備の仕様のみの情報で計算できる簡易な省エネ性能評価方法の整備も進めている。

具体的には、簡易計算シートの作成を検討している。簡易計算シートは、外皮性能、一次エネルギー消費量のそれぞれで設定。外皮性能UA値の簡易計算シートでは、部位別の固定値を設定し、各部位ごとの熱貫流率は、各商品のカタログに書かれている数値を転記するだけで計算できるようなものになる見込みだ（上図）。

この簡易な省エネ性能評価方法については、2020年4月1日の施行が予定されており、その早期の取り組みが求められてくる。

改正建築物省エネ法の戸建住宅等の改正ポイント

戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設

○小規模（延べ面積300㎡未満を想定）の住宅・建築物の新築等の際に、設計者（建築士）から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付ける

注文戸建住宅及び賃貸アパートのトップランナー制度への対象への追加

○建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）に適合する住宅を供給する責務を課す

外皮性能UA値の計算シートのイメージ（抜粋）

<6地域、W造、床断熱（浴室基礎断熱）の例>

建材のカタログから転記し、計数を乗じた値を合計

部位		係数		熱貫流率U		結果	
屋根・天井		0.192	×		=		(1)
外壁		0.463	×		=		(2)
床	浴室	—	×	—	=	—	(3)
	その他	0.119	×		=		(4)
窓		0.125	×		=		(5)
ドア		0.014	×		=		(6)

				線熱貫流率Ψ			
土間床等の外周部	玄関等	0.024	×		=		(7)
	浴室	0.021	×		=		(8)
	その他	—	×	—	=	—	(9)

簡易版外皮平均熱貫流率[W/(㎡・K)]　(1)〜(9)の合計 ＝

基準値：0.87[W/(㎡・K)]

出典：国土交通省

TOPICS

省エネ基準適合に向け、ロードマップを策定
（一社）住宅生産団体連合会

改正建築物省エネ法を踏まえ、「省エネ基準適合に向けたロードマップ」を策定した。国交省のスケジュールと連携しながら、住団連として今回の改正に関連した教育・普及活動を取り組んでいく。

プレハブ戸建の約4割がZEHに
（一社）プレハブ建築協会

（一社）プレハブ建築協会がまとめた平成30年度の「プレハブ住宅完工戸数実績調査」で、プレハブ戸建に占めるZEHの割合が37.6%と約4割を占めたことが分かった。前年の前回調査に比べ5.0ポイントの上昇。西日本エリアで割合が高い。

戸建て用のエコガラス、採用がさらに進む
板硝子協会

板硝子協会がまとめた平成30年度の「複層ガラス・エコガラス普及率調査」によると、新築戸建て住宅のエコガラス（Low-E複層ガラス）の普及率は81.8%で、大幅に伸びた前年から0.5ポイント増と採用がさらに広がった。

PICK UP

実寸サイズで体感できる断熱体感棟を2019年10月にオープン

グラスウールメーカーが考える
本当の快適を体感できる家

パラマン館

あなたも実際に体感して下さい。

見学希望受付中

福島県須賀川市木之崎大ケ久保２４−４
パラマウント硝子工業 本社・長沼工場 敷地内

01 実寸サイズの住宅で体感

02 製品を直接体感

03 機能・効果を実際に体感

10 月 16 日におこなわれたプレス向け内覧会で、多くのメディア関係者に高い断熱性能の住宅を実際に体感してもらうことや私たちの製品に実際に触れて体感していただきました。

見学のご希望・お問い合わせは各支店・営業所まで　www.pgm.co.jp/contact/

北海道支店	TEL.011-590-8800	東北支店	TEL.022-227-4741	北東北営業所	TEL.019-637-9988
東京支店	TEL.03-4582-5380	中部支店	TEL.052-211-6300	西日本支店	TEL.06-6231-4428
ビルダー営業部	TEL.03-4582-5390				